

# 吉野川市教育委員会会議録

招集年月日 令和4年3月16日  
招集の場所 吉野川市役所東館3階 会議室  
開閉会日時 開会 令和4年3月23日 午前10時00分  
閉会 令和4年3月23日 午前10時50分

出席委員 教 育 長 栗 洲 敬 司  
委 員 川 村 徳 子 委 員 鹿 児 島 康 江  
委 員 熊 代 雄 一 郎 委 員 栞 原 奈 麻 美  
委 員 貞 野 雅 己

出席職員 副 教 育 長 馬 郷 宏 治 副 教 育 長 川 真 田 宏  
教 育 総 務 課 長 松 家 義 人 生 涯 学 習 課 長 近 藤 秀 樹  
学 校 教 育 課 長 村 松 由 丈 学 校 給 食 セ ン タ ー 岡 田 裕 仁

## 議案

- (1) 吉野川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (2) 吉野川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- (3) 吉野川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- (4) 吉野川市教育表彰規則の一部を改正する規則について
- (5) 吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- (6) 吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について

## 報告事項

- (1) 令和3年度3月市議会定例会一般質問について
- (2) 学校給食用物資調達納入業者登録について

## 教育長報告

## その他

- (1) 令和4年度 入学式について

## 会議の経過

栗洲教育長 ただいまから、吉野川市定例教育委員会を開会します。  
委員5名が出席されており定足数に達しています。  
前回の会議録の承認をお願いします。(前回会議録署名委員承認)  
今回の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。  
それでは、議案に入ります。  
議案(1)「吉野川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」議案(2)  
「吉野川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について」この2案は関連がある  
ため、合わせて事務局よりお願いします。

松家教育総務課長 まず、議案(1)吉野川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてですが、  
2ページの新旧対照表をご覧ください。  
この改正は、秘密会という会議名をなくし、公開しないことができる会議とすること  
と、捺印をなくし、署名のみとするのが、改正理由です。  
続きまして、議案(2)吉野川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について  
ですが、4ページの新旧対照表をご覧ください。  
この改正も、秘密会という会議名をなくし、公開しないことができる会議とすること  
が、改正理由です。  
以上です。

栗洲教育長	<p>ただいまの件についてご質問等ございませんか。 異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 つづきまして、議案（３）「吉野川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
松家教育総務課長	<p>議案（３）吉野川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてですが、6 ページの新旧対照表をご覧ください。 この改正は、規則を公表するときのみ教育長の署名とし、規程を公表するときは、教育長名を記して教育長印を押印することとするのが、改正理由です。これについては、市長部局に合わせるものでございます。 以上です。</p>
栗洲教育長	<p>ただいまの件についてご質問等ございませんか。 異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 つづきまして、議案（４）「吉野川市教育表彰規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
松家教育総務課長	<p>議案（４）吉野川市教育表彰規則の一部を改正する規則についてですが、8 ページの新旧対照表をご覧ください。 第5条中「校長」の次に、「又は教育委員会事務局の課等の長」を加えます。 7 ページにお戻りください。 別記様式中「推薦者」欄の㊟を削り、「本籍」と「現住所」の表記から、「現住所」のみの表記に改めます。 この改正は、昨今、学校内の部活動ではなく、クラブチームに属しての大会等に出場されるケースが増えてきており、学校が把握できない状況が見受けられますので、「教育委員会事務局の課等の長」を加えます。また、押印、及び、本籍記入欄も、削除いたします。 以上です。</p>
栗洲教育長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。 異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 議案（５）「吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
村松学校教育課長	<p>資料10・11ページをご覧ください。 本議案は、国の非常勤職員の休暇制度改正を受けて、JETプログラムを運営する一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部が提示した任用規則案をもとに改正を行うものであります。JETプログラムとは、ALTを派遣する事業です。 この度休暇制度について改正を行うものです。 資料13ページの新旧対照表をご確認ください。 第14条、特別休暇に関する条項におきまして、中段第5号、不妊治療のための休暇について追加いたしました。下段第8号、配偶者の出産休暇について追加いたしました。14ページ上段の第9号・10号、配偶者の育児参加のための休暇について追加いたしました。下段第13号、妊娠疾病についての休暇を追加いたしました。15ページ最下段第18号、妊産婦の休息・補食についての休暇を追加いたしました。16ページ最下段第15条第2項、部分休業についての休暇を追加いたしました。その他、表記の修正並びに条項の追加による改正となります。 ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
栗洲教育長	<p>ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>13ページ、第14条の（６）「女子の外国青年が6週間以内に出産する予定である場合」なのですが、もとは8週間だったようですが、これは国の方からの指示ですか。</p>

それともJETからですか。

受ける印象としては、短くなった分、厳しくなったというか。出産される方に優しくはないかなど。

村松学校教育課長

現行の本市のルールは8週間としておりました。

策定当時、臨時職員等の任用規則に、産前休暇に関する内容が規則になかったため、正規職員の定めに従い、8週間としたと考えられます。

しかし、その後、当市の現行の会計年度任用職員の任用規則には、産前休暇は6週間と決めました。会計年度任用職員任用規則を策定した際に、合わせて改正すべきでございましたが、改正が行われていなかったため、今回の改正に合わせて、改正した次第です。

川真田副教育長

JETプログラムに関しましては、全国的な展開になりますので、他市町村との均衡を図るという意味合いで、6週間としております。

委員

分かりました。

栗洲教育長

他にご質問等ございませんか。

異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

議案(6)「吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。

村松学校教育課長

資料19ページをご覧ください。

本議案は、吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正するものであります。資料20、21ページ新旧対照表をご覧ください。

昨年12月の定例教育委員会において、学校運営協議会規則制定に伴い、学校運営協議会発足に関わる条項を「吉野川市立小学校及び中学校管理運営規則(平成25年3月18日教育委員会規則第1号)」に加えることといたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

栗洲教育長

ご質問等ございませんか。

異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

それでは、報告事項にうつります。

報告事項(1)「令和3年度3月市議会定例会一般質問について」事務局より説明をお願いします。

松家教育総務課長

資料の22ページをご覧ください。

令和3年度3月市議会定例会一般質問についてでございますが、教育委員会に対しまして、7名の議員から、質問がございました。

要点のみ、上から順に、担当課長・主幹が報告をいたします。

本日、お配りいたしました資料をご覧ください。

福岡議員より、「学校再編について」の、質問がございました。

「(1)上浦小学校の現状は」についてでございますが、4年連続で新入生がいない状態が続いており、令和4年度におきましても、新入生がいないため、児童数は、新6年生3名、新5年生1名の計4名となります。

一方、住民基本台帳をもとにした、上浦地区の令和4年度における1年生から6年生までの対象者数は、53名となっており、その多くが牛島小学校への、校区指定の変更申し立てをしている状況でございます、との、答弁を行いました。

「(2)今後についてどう考えているのか」につきましては、令和5年度以降、存続させることは難しいと考えております。

そこで、2月中を目処に説明会を開催し、保護者や地域の皆様のご意見もお聞きしながら、望ましい学校のあり方について、お示ししていく予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、説明会を延期せざるをえないと判断しました。

今後、感染状況が落ち着き次第、早急に説明会を開催したいと考えております、との、答弁を行いました。

以上です。

村松学校教育課長

1 ページ下段をご覧ください。6 「若手教員増加に向けた取組について」(1) 若手教職員の育成についてのご質問に、ご答弁いたしました。

本市においても若手教員の資質の向上は喫緊の課題となっており、市教育委員会としましては、本市独自の取組として、若手教員を対象に、「吉野川市Rising Star パワーアップ講座」を開催しております。

本年度は、特別支援教育などのテーマを設けて開催し、実施後の参加者のアンケートには、「子どもたち一人一人と向き合うことの大切さを改めて認識した」などの声が多くあり本研修は他校の教員との交流のきっかけともなり、悩みや喜びを共有することもできたようです。

加えて「徳島型メンター制度」を導入し、学校全体で若手教員の育成に取り組むことで、学校全体の教育力の向上につながっております。

市教育委員会としましては、今後とも若手教員のみならず、全ての教員が最新の知識と技能を学ぶことができるよう、適切な研修の機会を提供し、第2期吉野川市教育振興計画の理念である「学校・家庭・地域の相互理解と協力・連携の中、子どもたち一人一人に思いやりの心を育み、21世紀を生き抜く力の基礎を自ら培う学校教育の推進」に向けて邁進する旨を答弁いたしました。

2 ページ下段をご覧ください。

続いて、河野利英議員からの「教育の現状について」のご質問に答弁いたしました。

オミクロン株の出現による感染の急拡大に伴い、市内小中学校においても、児童生徒への感染が確認されており、市教育委員会としましては、大きな危機感を持って対応にあたっているところです。

「学校でクラスターを発生させない」との方針のもと、感染症対策を行っていること。学校施設に関しては、全熱交換器を設置したほか、サーモカメラ、CO2センサー等も配備し、感染防止対策に努めていること。また、児童生徒が陽性となった場合には、保健所へ迅速な資料提供ができるよう徹底をしていること。さらに、分散登校についても計画の策定と保護者への周知し、機動的に対応できるよう準備をしていること。学校行事については、教育的意義等を踏まえ、安易に中止とすることなく、実施方法や内容、開催時期等を考慮しながら実施について、引き続き検討していくこと。今後も長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症が継続することも考慮した上で市内小中学校におけるインターネット回線の増設、並びにICT支援員の増員予算を本定例会に計上し、ICT環境の一層の充実に努めていること等、市教育委員会としては、学校教育におけるハード、ソフトの両面の更なる整備に努めることで、児童生徒の協働的な学びの保障とさらなる充実に向けて全力を尽くしていく旨を答弁いたしました。

近藤生涯学習課長

質問順位4番、栗原五男議員から 6 「市民プラザの駐車場について」

(1) 「インターハイ開催時の対策は」とのご質問がありました。

答弁としましては、本年7月に市民プラザで開催される全国高等学校総合体育大会のバドミントン競技には、延べ人数で、選手等関係者が約4,000人、観客が約8,000人の合計約12,000人の方々为本市を訪れる予定でございます。

議員ご指摘の駐車場不足の件に関しましては、他県の実績から、学校対抗団体戦の決勝日である7月25日(月)が最大となり、駐車台数約800台が必要と考えています。

このため、土・日は、公共施設駐車場約750台、ご協力いただく近隣の事業所駐車場約250台、合計約1,000台を確保し、平日は、公共施設駐車場約550台、ご協力いただく近隣の事業所駐車場約350台の合計約900台を確保し、準備しております、との答弁をいたしました。

次に、質問順位6番、岡田光男議員から 2 「地球温暖化対策の推進について」(1) 「学校など公共施設に太陽光発電の導入は」とのご質問がありました。

答弁としましては、学校等主要施設につきましては、すでに設置しておりますが、議員ご提案のさらなる公共施設等適正管理推進事業債を活用した太陽光発電の設置につ

きましては、国の地球温暖化対策計画にも示されており、大変重要であると認識はしておりますが、教育委員会で所管する施設につきましては、大半が老朽化した建物で修繕等維持費も苦慮しているところでもあります。こうしたことから数ある、施策の中で優先順位をつけ、検討して参りたいと考えております、との答弁をいたしました。  
以上でございます。

栗洲教育長 一旦、ここで区切りたいと思います。  
今までの報告事項で、ご質問等ございませんか。

委員 ICTの事なんですが、新聞で、ICTの使われ方を学校調査したというのを拝見したのですが、吉野川市もされたのですか。スキルに差があるという結果だったのですが、吉野川市はどのような状況なのか、ということ。  
それと、コロナに関する新展開というか、新しい対応が出ましたが、民間の家庭と、医療関係家庭とは違うために矛盾が生じるのかな、と。両親は民間会社勤務で、子どもは学校通学する際等に対応が難しいのかなと。どうでしょう。

栗洲教育長 調査の件に関しましては、e-とくしまが全県的に調査しておりまして、それが掲載されたのではないかと。市内では2校参加しております。抽出した調査なので。

委員 どの学校と分かりますか。

栗洲教育長 分かりますが、公表しておりませんので。

委員 分かりました。  
もうひとつの、コロナの関係ですが、学校では保健所が関わりますが、民間企業では濃厚接触者の判断も企業でとなっているようなので。

川真田副教育長 そうですね。それぞれの事業所で判断となっているようです。学校としましては、児童生徒や教職員が感染した場合には、その状況を報告しまして、保健所の指導を頂いて、その上で、学校休業等の判断をしております。  
必ずしも学校独自で判断している状況ではございません。

栗洲教育長 保健所のご判断を頂いて、その結果から、市教育委員会と学校長との協議で対応しているところでございます。基本は保健所の指示ですね。

委員 陽性者が出たところで判断となると、ちょっと怖いなと思っていたので。連携ができていればいいなと思ひまして。ありがとうございます。

栗洲教育長 ほかにご質問等ございませんか。  
では、あと後半、お願いいたします。

松家教育総務課長 岡田晋議員より、「公共施設の使用料金ついて」の、質問がございました。  
「(1) 市民からの声は」につきましては、社会体育施設等を使用される方は、事業に意欲的に取り組み積極的に活動される方が多く、他市町へ遠征されることもあります。  
そうした場合、「他市町と比較し使用料は高い」、「施設によって市外料金の設定がされていない」などのご意見を伺うことがあります、との、答弁を行いました。  
「(2) 現行の使用料金についての市の考えは」につきましては、令和2年度における使用料の状況では、入金額：約512万円、減免額：約1,654万円となっており、概ね、市民が使いやすい地域に根ざした運用が、図られているものと考えております。  
また、使用料金の設定については、町村合併時に料金調整をしているものの、施設の老朽度や、設備の状況も異なるため、一律に公平な利用者負担とはいえない状況もございますので、現在、関係課と連携し、公共施設の使用料の公平なあり方について、検討

するよう準備を進めているところでございます、との、答弁を行いました。

再問の、「地区公民館・学校体育館など、地域に根ざした各種施設の使用料金を引き下げては」に対しましては、一般利用の推進にあたっては、児童生徒の安全安心の確保が重要であり、防犯や安全性の観点から、利用時間や導線の分離等が必要となる場合がありますし、利用調整や鍵の管理なども含め課題はございます。

一方で、コミュニティの形成として、活用されるなどのメリットもございますので、今後も地域住民の健康増進を図るための施設として、ご活用いただければ、ありがたいと思います。

なお、使用料金の設定については、皆様が利用しやすくなるよう、検討して参ります、との、答弁を行いました。

以上です。

村松学校教育課長

6ページをご覧ください

阿佐勝彦議員から「屋外運動場にある体育用具等の管理について」とのご質問に答弁いたしました。

学校備品全般の安全管理について、毎月の校長会等、あらゆる機会を捉えて、注意喚起を行うとともに、サッカーゴールに関しては、市内のほとんどの学校では、既に器具または砂袋等を使用し、転倒防止策を講じております。

さらに、安全管理を徹底するため、すべての市内小中学校に対して、サッカーゴールをはじめ、移動式のバックネット、遊具並びに仮設の倉庫等についても、確実に固定を行い、事故防止に努めるよう改めて通知するとともに、今後とも、屋内・屋外を問わず、全ての備品等についてその使用や保管方法によっては、重大な事故に繋がるという危機感を持って児童生徒の目線に立った安全点検を行い、学校施設を使用する、全ての方々が無事安心して使用できる環境づくりに努めていく旨を答弁いたしました。

岡田主幹

つづきまして、質問順位10番中西渉議員より、3 子どもの食の安全・安心について（1）給食施設におけるHACCP（ハサップ）導入後の取り組みは、のご質問がございました。

答弁といたしましては、給食センターの衛生管理につきましては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理基準」に基づき衛生管理を行っており、ハサップの概念に基づき策定されており、ハサップ義務化開始後も、衛生管理の取り組み変わりはございません。今後におきましても、ハサップの概念に基づき、児童・生徒に安全な給食を提供していきたいと考えている、と答弁いたしました。

（2）食育・地産地消への取り組みと考えるは、のご質問がございました。

答弁といたしましては、「食育基本法」「食育推進基本計画」が制定され、学校においても積極的に食育の推進に取り組んでいくことが求められるようになりました。

本市では、小学校5年生を対象に「毎日食べよう朝ご飯」中学2年生では「郷土料理を知ろう」をテーマにした授業を行っており、その後、吉野川市食生活改善推進協議会にご協力をいただき、調理実習も行っております。

また、平成25年度から始まった「学校食育パワーアップ作戦」では、小学1年生・小学3年生・中学1年生に対しても、朝食の大切さや、郷土料理の由来などをテーマとした授業の実施や、保護者を対象とした給食試食会を行うなど、食育の推進に取り組んでいます。

地産地消の取り組みにつきましては、地元の7生産者から、にんじん、なす、玉ねぎなどの農作物と、すだち酢や焼肉のたれなどの加工品を納品していただいております。さらに麻植郡農協と連携し、1月から新たに大根や白菜などを納品していただけるようになりました。

今後においても、生産者の方にご協力いただきながら、できる限り地場産物を多く使用できるよう工夫して参ります、と答弁いたしました。

（3）食物アレルギーなどの安全・安心への取り組みと考えるは、のご質問に対しては、学校給食センターでのアレルギー対応としましては、食品衛生法で定められている特定原材料7品目に限定し、対応を行っており、現在、献立の対応を行っている児童・生徒は72人となっています。

対象者は、「学校生活管理指導表」を基に、栄養教諭が保護者・学級担任等と面談し、個々の状態に応じた除去食、代替食を提供しています。

しかしながら、食物アレルギーは生命の危険を伴うことがあり、ごく微量でも反応する可能性があるため、安全な給食提供することが困難と判断する児童・生徒には、当日の献立により、自宅からお弁当を持参してもらう場合もございます。

今後も、文部科学省が示す「学校給食における食物アレルギー対応指針」をはじめ各種マニュアルに基づき、栄養的にバランスのとれた、安心安全でおいしい給食を提供し、心身の健全な発達につながるよう、取り組んで参りたいと考えております、と答弁いたしました。

つづきまして、再問として（ア）地産地消をさらに進める考えはとのご質問に、本市では、これまでの取り組みに加え、市内の地場産品を市が購入し、小・中学校、認定こども園等に通う子どもたちに、給食やおやつに提供する「地場産品消費拡大事業」を新たに実施します。

このコロナ禍において、地場産品の消費拡大を通じ、地域経済の活性化を図るとともに、子どもたちに地場産品の良さを知ってもらい、郷土愛の一層の醸成を図ることを目的として実施するものです。

今後においても、児童・生徒が住んでいる地域の特産品を知り、安全・安心でおいしい給食の提供に努めて参ります、と答弁いたしました。

以上でございます。

栗洲教育長

3名の議員さんに対する答弁でございました。  
ご質問等ございませんか。

委員

感想も入りますが、食育というのは教育上大切な事なのですが、一方で、保護者の家庭環境は様々なので、子どもが朝ご飯を食べられていないとか、お母さんが忙しくて作れないとか、経済的理由とか、いろいろ事情があると思うのです。

教育として食育をするのは大事と思いますが、そのような事情に配慮がないと、萎縮してしまう子どもさんのおいでたり、変なコンプレックスを持つ親御さんが出てくるのではないかと思ったりして、心配しています。

川真田副教育長

何年か前から、学力向上のためにということで、「早寝早起き朝ご飯」ということを小学校でも啓発しておりますし、いろんな機会を通して保護者の方にも啓発しております。

委員

バナナ一本でも朝食ですよ、というようなアナウンスがあれば。みんな気負わなくていいのかなど。教育の一貫としてしなければならない、という教育の圧がある気がしまして。

栗洲教育長

小学校の低学年には、「早寝早起き朝ご飯」については、主に保護者にしておりまして、高学年になりましたら、例えば、「うちは朝ご飯作ってくれないのよ」と児童からの訴えがあったとしたら、それぞれの事情がありますので、決してそれを否定することなく、「そうか。でもご両親も一生懸命働いているんだから、自分で作ってみたら。ご両親にもしてみてもあげたら。」とご指導されていることも耳にしたことがあります。

いろいろと、配慮はしておりますので。「早寝早起き朝ご飯」ができてないとだめだとならないように。できる保護者もおりますが、それが難しい保護者もおりますので。

委員

ありがとうございます。

委員

6ページ、中西渉議員の質問にあります、「ハサップ」というのが良く分からないので。簡単に解説をお願いできますか。

岡田主幹

「ハサップ」というのは、日本語で言いますと、「危害分析重要管理点方式」と言われる、安全な食事を提供するための衛生管理の手法でありまして、あらかじめ食中毒・

異物混入等の危害状況を分析し、その危害を防止するために、重要管理事項を規定し、その重要管理事項を継続的に監視・記録することで、食品の安全性を保障するというシステムで、危害が発生した後に対応するのではなく、事前に防止するという手法なのです。

委員 それがいつから導入されたのですか。

岡田主幹 給食センターでは、「大量調理施設衛生管理マニュアル」と「学校給食衛生管理基準」がございまして、そこにハサップの概念が入っております。これができましたのが、昨年6月です。基本的には給食センター以外には、小規模な施設が該当する状態です。給食センターは、ハサップのマニュアルに従って行っております。

委員 ありがとうございます。

委員 食物アレルギーに対する対応なのですが、「栄養教諭・保護者・学級担任等と面談し、個々の状態に応じた除去食、代替食を提供しています。」とありますが、本当に、保護者とか本人の身になって、丁寧に、できるだけ連携を密にして、しっかり取り組んで頂ければと思います。ひとつひとつ大変だと思いますが、どうぞよろしく願います。

委員 食物アレルギーとは違いますが、宗教関係でお肉食べられない方いましたよね。そのような方はどうされているのですか。

岡田主幹 ハラル等ですね。給食センターでは、宗教上対応は行っておりません。牛乳だけは提供しておりますが、そこに対してはできていない状況です。

委員 そうなんですね。以前、川島こども園で特別に対応してくださってたかと。その後、学校に進学と思いますが、その対応はしていないということなんですね。

栗洲教育長 その児童は、お弁当を持参しているという事ですね。

岡田主幹 そうですね。お弁当と、牛乳は提供していますので、それを一緒に食べていると思います。

栗洲教育長 他にございませんか。  
それでは、次の報告事項に移ります。  
報告事項（２）「学校給食用物資調達納入業者登録について」事務局より説明をお願いします。

岡田主幹 資料２３ページをご覧ください。  
報告事項（２）「学校給食用物資調達納入業者登録について」を説明させていただきます。  
この登録の有効期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとなっており、令和４年度の登録申請受付を令和４年２月１日から１０日までを行ったところ、いずれも継続業者の申請で、新規申請はありませんでした。書類審査の結果、選定基準を充たしており、本年度の納入状況も誠実で良好であるため、令和４年度の学校給食用物資納入業者として登録することといたしましたので、教育委員会事務委任等規則第４条の規定に基づき、ご報告させていただきます。  
以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの報告事項について、ご質問等ございませんか。  
それでは、次の事項、「教育長職務代理者の指名について」に移ります。  
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１３条の規定によれば、教育長に事



故等が生じた際、あらかじめ教育長が指名する委員が職務代理を行うこととなっております。

きたる3月31日をもちまして、昨年3月定例会で申し合わせいたしました、氏の教育長職務代理者としての任期が満了いたします。

つきましては、4月1日からの職務代理者について、私より指名させて頂きたいと思っております。

「委員」にお願いできればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、任期については、法律では定められていませんが、4月1日から1年間をお願いいたします。

それでは、教育長報告にうつります。

3月9日、臨時教育委員会を開催いたしました。ご出席ありがとうございました。11日、中学校卒業式。14日、山瀬小学校体育館落成式。15日、教職員人事異動内示がございました。17日、小学校卒業式。大変お世話になりました。23日、本日午後より、市立川島中学校で中学校介護基礎研修閉講式。市長さんにもお越し頂いて、実施いたします。明日、24日、教職員の人事異動が発表され、25日朝刊に掲載される予定です。

一番下4月の主な予定ですが、5日、県市町村教育委員会教育行政連絡協議会が総合教育センターで行われます。今回は、教育委員さんの出席はなく、教育長と課長が参加予定です。以上でございます。

続いて、その他(1)「令和4年度入学式について」、事務局より申し上げます。

松家教育総務課長

令和3年度の小・中学校卒業式については、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑みまして、教育委員会から各校1名ずつ出席をし、祝辞は読み上げず、祝文を印刷して、保護者に配付いたしました。令和4年度の小・中学校入学式についても、卒業式同様の対応でと考えております。

ただし、感染状況の縮小がみられた場合は、祝辞を読み上げる方向で考えておりますので、その場合は、事前に祝辞を送付いたしますので、お願いいたします。

以上です。

栗洲教育長

以上の件、よろしいでしょうか。

それでは、「4月定例教育委員会の開催日時について」事務局より申し上げます。

松家教育総務課長

4月の定例教育委員会は、4月27日(水)午前10時開催 いかがでございましょうか。

栗洲教育長

それでは、次回の定例教育委員会は4月27日(水)午前10時開催といたします。以上をもちまして、本日の定例会を閉じることといたします。